

御注意

21

協同組合等については、次の各欄に記載します。

①総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。

「公益法人等」から「35」までの各欄に記載し、上記以外の協同組合等にあつては「39」から「41」までの各欄に記載し、年100億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告 一連番号	
納税地	電話() -	事業種目		円		税務署	整理番号	
法人名		期末現在の出資金の額		円		申告年月日	事業年度(至)	
代表者自署押印		経理責任者自署押印		印		申告年月日	売上金額	
代表者住所		旧納税地及び旧法人名等		印		申告年月日	申告区分	
		添付書類		貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移動資産等の明細書		法人税 期限 修正 地方法人税 期限 修正		

平成 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書	翌年以降送付要否	要	適用額明細書提出の有無	有	無
平成 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	税理士法第30条の書面提出有	有	税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額(別表四「47」の①)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	12	十億 百万 千 円
法人税額(45)又は(48)	2		所得税の額(別表六(一)「13」)	12	
法人税額の特別控除額(別表六(九)「23」+別表六(十)「28」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「61」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「29」+別表六(十五)「24」+別表六(十六)「35」+別表六(十七)「10」+別表六(十八)「22」+別表六(十九)「15」+別表六(二十)「21」+別表六(二十一)「28」+別表六(二十二)「12」)	3		外国税額(別表六(二)「20」又は別表六(五)の二「16」)	13	
差引法人税額(2)-(3)	4		計(12)+(13)	14	
リース特別控除取戻税額(別表六(二十四)「31」)	5		控除した金額(10)	15	
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二)の二「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0	控除しきれなかった金額(14)-(15)	16	
同上に対する税額(17)+(18)+(19)	7		土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	17	0
法人税額計(4)+(5)+(7)	8		同(別表三(二)の二)「28」)	18	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		同(別表三(三)「23」)	19	0 0
控除税額(((8)-(9))+(14)のうち少ない金額)	10		この申告前の所得金額又は欠損金額(51)	20	
差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)	11	0 0	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	21	外
			計(20)+(21)	22	外
			この申告前の所得金額又は欠損金額(51)	23	
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(55)	24	0 0
			欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	25	
			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5」の合計)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額(8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額(50)	28		この申告前の課税標準法人税額(58)	33	0 0 0
外国税額の控除額(別表六(二)「50」又は別表六(五)の二「48」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額(61)	34	0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額(28)-(29)-(30)	31	0 0			
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額			還する金融機関等		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日		